



2021年8月16日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
 代表者名 代表取締役会長兼社長 下 村 隆 彦
 (コード 6062、東証第一部)
 問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 里 見 幸 弘
 電話 06-6445-3389

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年8月16日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2021年9月28日開催予定の当社第37回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう、変更案のとおり第44条（剰余金の配当等の決定機関）及び第45条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第45条（期末配当金）及び第46条（中間配当金）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。
 なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設いたします。
 なお、変更案の第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えた補欠監査役の選任に関する規定を新設し、明確にするものであります。
- (4) その他、上記に伴う号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削除)
<u>第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第29条 (条文省略)	<u>第7条～第28条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役(業務執行取締役等である者を除く。) との責任限定契約)</p> <p>第30条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="300 197 823 353"><u>する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p data-bbox="220 398 582 432">第34条～第39条 (条文省略)</p> <p data-bbox="236 477 555 510"><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p data-bbox="220 521 555 555">第40条 (新設)</p> <p data-bbox="300 723 823 925">当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="220 969 582 1003">第41条～第44条 (条文省略)</p> <p data-bbox="236 1048 411 1081"><u>(期末配当金)</u></p> <p data-bbox="220 1093 823 1294">第45条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p data-bbox="236 1339 411 1373"><u>(中間配当金)</u></p> <p data-bbox="220 1384 823 1619">第46条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p data-bbox="483 1664 563 1697">(新設)</p> <p data-bbox="483 1910 563 1944">(新設)</p>	<p data-bbox="850 398 1241 432">第33条～第38条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="866 477 1106 510"><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p data-bbox="850 521 1461 723">第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="906 723 1241 757">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="850 969 1241 1003">第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1106 1048 1185 1081">(削除)</p> <p data-bbox="1106 1339 1185 1373">(削除)</p> <p data-bbox="850 1664 1225 1697"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="850 1709 1461 1865">第44条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p data-bbox="850 1910 1169 1944"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="850 1955 1461 2022">第45条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p data-bbox="906 2033 1461 2067">2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月</u></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>期末配当金等の除斥期間</u>)</p> <p>第47条 <u>期末配当金及び中間配当金が、</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><u>31日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合</u>（以下「<u>配当金</u>」という。）は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。</p>

3. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日 : 2021年9月28日(予定)
- ・定款変更の効力発生日 : 2021年9月28日(予定)

以 上